

バランシンググループ（BG）の考え方について

平成27年12月
九州電力株式会社
ネットワークサービスセンター

電力広域的運営推進機関
広域機関システムに関する事業者説明会資料をもとに作成

■ バランスグループ：

- インバランスを算定する対象となる単位
 - 小売電気事業者のバランスグループ：「需要バランスグループ」
 - 発電者のバランスグループ：「発電バランスグループ」

◆ 需要バランスグループの例

- ✓ 1つの接続供給契約 = 1つの需要バランスグループ
- ✓ バランスグループは、供給区域内で構成
- ✓ 契約者（この場合 小売A）が供給区域の一般送配電事業者と「接続供給契約」を締結
- ✓ 接続供給契約（需要バランスグループ）単位で各種計画を提出
- ✓ 託送料金等の授受は、契約者（この場合、小売電気事業者A）と一般送配電事業者間で実施

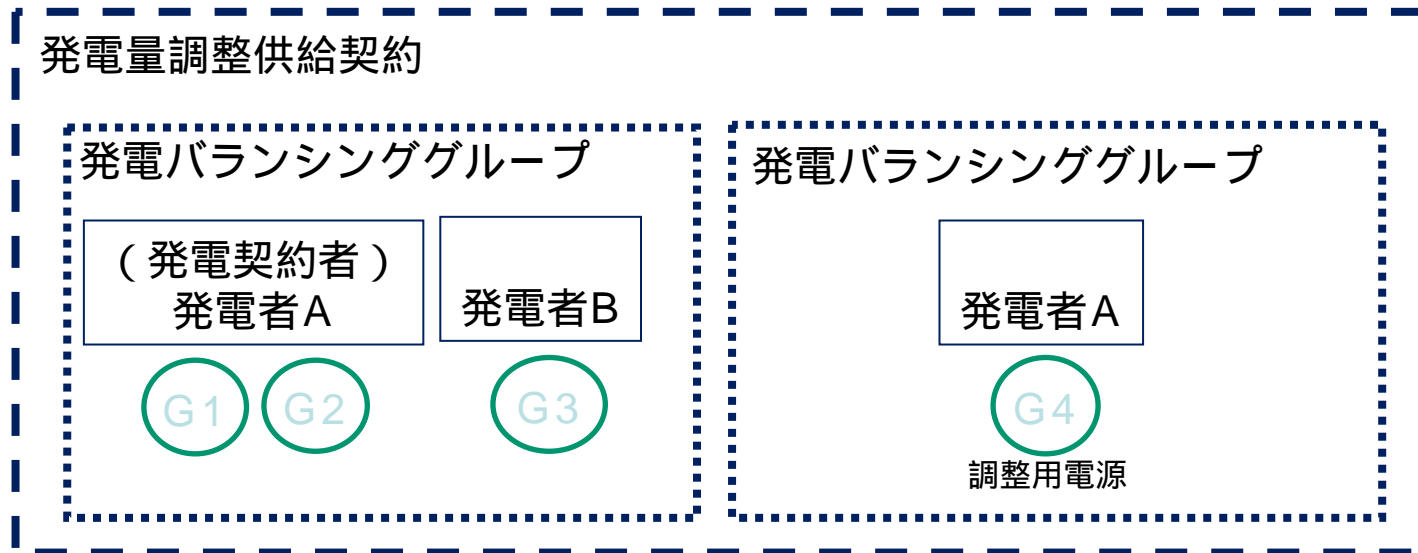
接続供給契約 = 需要バランスグループ

（契約者）
小売電気事業者A

電力広域的運営推進機関
広域機関システムに関する事業者説明会資料をもとに作成

◆ 発電バランシンググループの例

- ✓ 1つの発電量調整供給契約 = 1つまたは複数*のバランシンググループ = 1つまたは複数の発電所
- ✓ バランシンググループは、供給区域内で構成
- ✓ 発電バランシンググループには複数の発電者、発電所（発電機）を含むことが可能
（調整用発電所は単独の発電バランシンググループとする）
- ✓ 1つの発電所が複数のバランシンググループに属することも可能
- ✓ 発電契約者（この場合 発電者A）が供給区域の一般送配電事業者と「発電量調整供給契約」を締結
（複数の発電バランシンググループを束ねることが可能）
- ✓ 発電量調整供給契約単位で各種計画を提出
- ✓ 発電計画と発電実績の差分電力量（インバランス）は、バランシンググループ単位で算定



特例バランシンググループの設定および運用

- FITに係る発電バランシンググループについては、以下の表の区分に仕訳けてバランシンググループを組成していただきます。

回避可能費用	特例制度		特例制度	(参考) 特例制度非適用
	変動電源 (太陽光、風力)	非変動電源 (水力、地熱、バイオマス)		
激変緩和措置				
市場価格				

- ✓ — 回避可能費用での区分
「激変緩和措置」「市場価格変動」により、BGを区分する必要があります。
- ✓ — インバランスクリスマン単価での区分
特例制度「変動電源」「非変動電源」では、インバランスクリスマン発生率が異なり、インバランスクリスマン単価が異なるため、BGを区分する必要があります。
- ✓ — 計画想定主体・インバランスクリスマン料金
「特例制度」「特例制度」では、計画想定主体が異なり、インバランスクリスマン料金が異なるため、BGを区分する必要があります。
- ✓ — 計画提出主体での区分
「特例制度、」は、小売電気事業者が発電・販売計画を提出する必要があるため、BGを区分する必要があります。

<スイッチング支援システム利用時の注意点>

発電バランスグループの指定について

- スwitching支援システムを通じた各種異動申込と同時に、発電バランスグループ（以下、「発電BG」と記載）を指定すること（例えば、FIT特例の発電BGやFIT特例の発電BGの指定）は現時点ではできません。
- つきましては、以下の方法により、発電BGを指定いただく必要があります。

一般送配電事業者と発電量調整供給契約書を締結する時点で、予めスイッチング支援システムを通じた各種異動申込時に登録する発電BGを定めていただきます。

により予め指定した発電BGと、異なる発電BGの指定を希望される場合は、一般送配電事業者に、別途申し出をしていただき、一般送配電事業者にて登録を実施いたします。

